

総 税 企 第 70 号
令和元年 10 月 30 日

各 道 府 県 総 務 部 長 }
東京 都 総 務 ・ 主 税 局 長 } 殿

総務省自治税務局企画課長
(公 印 省 略)

令和元年台風第 19 号等による被災者に対する申告等の期限の延長等について

先般、「令和元年台風第 19 号等による被災者に対する減免措置等について」(令和元年 10 月 21 日総税企第 63 号) によりご連絡したところですが、改めて令和元年台風第 15 号、第 19 号及び 10 月 25 日の低気圧による大雨の被災者に対し、地方税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置について、適切に運営されるようご配慮願います。

また、同通知において、国税における措置について速やかにお知らせする旨ご連絡していたところですが、国税庁において、別紙のとおり、国税通則法施行令(昭和 37 年政令第 135 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づき対象地域を指定する予定とされていますので、お知らせいたします。

貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 (技術的な助言) に基づくものです。

令和元年10月30日
国 税 庁

「令和元年台風第19号」に係る国税の
申告・納付等の期限の延長について

この度の令和元年台風第19号により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

国税庁では、下記の指定地域に納税地のある方について、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出及びその他の書類の提出並びに納付等の期限を延長（地域指定）することとしましたので、お知らせします。

1 対象となる納税者

別紙の指定地域に納税地のある方（法人を含む。）

2 延長される期限

令和元年10月12日以降に到来する国税の申告・納付等の期限について、自動的に延長されることとなります。

なお、申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討してまいります。

3 指定地域外に納税地のある方の期限延長

指定地域外に納税地がある方であっても、今回の台風により被災された方については、所轄の税務署に対して申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができます。この手続は、当初の期限を経過した後、申告・納付等と同時に行うことが可能です。そのため、状況が落ち着きましたら、最寄りの税務署へご相談いただくようお願いいたします。

(注) この地域指定による申告・納付等の期限の延長措置は、近日中に官報で告示される予定です。

都道府県名	指定地域
岩手県	久慈市、下閉伊郡普代村
宮城県	角田市、伊具郡丸森町
福島県	郡山市、いわき市、須賀川市、田村市、東白川郡矢祭町、石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目から二丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町 久慈郡大子町
栃木県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西一丁目から二丁目まで、葛生東一丁目から二丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町
長野県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場一丁目から三丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内 千曲市のうち雨宮、粟佐、生萱、鑄物師屋、上山田温泉一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目から六丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮

(注) 対象地域については、今後の状況を踏まえて見直す可能性があります。